

茨木市中小企業人材育成支援事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、中小企業が行う経営能力の強化及び技術力の向上を目的とした人材育成に係る事業に対し、市が補助金を交付することにより中小企業の人材育成を促進し、もって市内商工業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象企業)

第2 補助の対象となる企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 市税の滞納をしていないこと。

(補助対象)

第3 補助金の対象となる事業は、補助の対象となる企業がその市内の事業所に勤務する役員又は従業員（第6第1項において「従業員等」という。）に次に掲げる機関が行う経営能力の強化及び技術力の向上を目的とした研修を受講させる事業とする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構中小企業大学校
- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発促進センター
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発大学校
- (4) 大阪府立高等職業技術専門学校
- (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学
- (6) 学校教育法第99条第1項に規定する大学院
- (7) 学校教育法第108条第2項及び第3項に規定する短期大学
- (8) 海外への事業の展開を支援する機関

(補助対象経費)

第4 補助金の対象となる経費は、第3の補助対象事業に要する経費のうち、研修の受講料とする。ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助事業について国その他の機関から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を補助の対象経費から除くものとする。

(補助金額)

第5 補助金の額は、第4の補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、同一年度内に交付を受けることができる補助金の額は、1企業につき

100,000円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市中小企業人材育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて従業員等が第3に規定する研修を修了した日から起算して1年を経過する日までに市長に申請しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 受講者名簿

(4) 修了証書その他研修を受講したことを証する書類の写し

(5) 受講料の支払を証する書類の写し

(6) 市税の滞納がないことを証明する書類

(7) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱(平成25年4月1日実施)に規定する誓約書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項に掲げる書類の一部を添える必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認められたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市中小企業人材育成支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金の請求)

第8 第7の補助金交付決定通知書を受けた者は、当該通知書を受けた日から1月以内に茨木市中小企業人材育成支援事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第9 市長は、第8の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、相当と認めるときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第10 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第11 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並

びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

- 第12 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の取消し等)

- 第13 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

- 第14 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年7月11日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市中小企業人材育成支援事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に受講した研修に係る申請について適用し、同日前に受講した研修に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の茨木市中小企業人材育成支援事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市中小企業人材育成支援事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に受講した研修に係る申請について適用し、同日前に受講し

た研修に係る申請については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市中小企業人材育成支援事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市中小企業人材育成支援事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和5年9月7日から実施する。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

名 称

代表者

㊟

（代表者による自署の場合は押印不要）

茨木市中小企業人材育成支援事業補助金交付申請書

茨木市中小企業人材育成支援事業補助金の交付を次のとおり申請します。

なお、申請内容の確認のために必要があるときは、市長が関係機関に照会することに同意します。

1 補助対象事業

2 交付申請額

円

3 添付書類

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 受講者名簿

(4) 修了証書その他研修を受講したことを証する書類の写し

(5) 受講料の支払を証する書類の写し

(6) 市税の滞納がないことを証明する書類

(7) 茨木市事務事業からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月1日実施）に規定する誓約書

<事業報告書>

研修名	
研修の目的	
研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日
研修内容	
研修の成果	

<収支決算書>

収 入	金 額	備 考
自己資金	円	
市補助金	円	
国その他の機関 からの補助金等	円	
その他	円	
合 計	円	

支 出	金 額	備 考
受講料	円	
消費税	円	
その他	円	
合 計	円	

様式第2号（第7関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名 称
代表者

様

茨木市中小企業人材育成支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市中小企業人材育成支援事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第8関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地

名 称

代表者

⑩

茨木市中小企業人材育成支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった茨木市中小企業人材育成支援事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円